

兵庫納税 ニュース

令和3年

2

No. 604

月号

発行所 公益社団法人兵庫納税協会

発行人：大森 弘一 編集人：岡崎 恵三

〒652-0802 神戸市兵庫区水木通2-2-3



電話(078)577-2066

<https://www.nk-net.co.jp/hyogo/>

購読料：1部50円(購読料は会費に含まれる)

毎月1回1日発行



- P2 事業だより／インフォメーション
- P3～5 税務署からのお知らせ
- P6 県からのお知らせ
- P7 市からのお知らせ
- P8 納税協会の経営者大型保障制度



楠堂本家

—神戸市兵庫区〈東山商店街〉—

神戸名物「野球カステラ」で知られる手焼煎餅の老舗「楠堂本家」が常連客やファンに惜しまれつつ、昨年未で創業113年の歴史に幕を下ろした。

職人技がなせる変わらぬ味をありがとうございました。

INAC神戸
レオネッサ

サッカー女子
日本代表

伊藤美紀選手 田中美南選手がID・パスワードの取得を体験



兵庫税務署・芦屋税務署・芦屋納税協会及び本会との共催。12月9日、サッカー女子日本代表でINAC神戸レオネッサ所属の伊藤美紀選手と田中美南選手が、神戸レディースフットボールセンター(神戸市東灘区)にて、スマホ等による確定申告に必要なID・パスワード取得を体験。自宅等からのe-Taxを利用した電子申告の利便性をPRしました。取得体験後のインタビューで、両選手は「簡単で便利だなと思った」「こういう機会をもらって不安なく申告できるようになればサッカーに集中できる」と感想を述べていました。



土地等 譲渡所得の 事前説明会

1月13日・15日

当会会議室にて、兵庫税務署との共催で開催。土地や建物を売却した際に譲渡益が生じている場合、譲渡所得として所得税の課税対象となることから、兵庫税務署資産課税部門担当官を講師に、譲渡所得の計算に必要な「譲渡所得の内訳書」の記載方法や確定申告書の作成手順等について説明されました。



インフォメーション

兵庫納税協会

検索



令和2年分
所得税の確定申告

相談予約申込

近畿税理士会兵庫支部から派遣を受けた税理士による申告相談会場を開設します。相談をご希望の方は事前にご予約のうえ、どうぞご利用ください。

相談内容	個人事業者の所得税及び復興特別所得税の申告 ※「消費税」「土地建物株式等を売却された所得」「贈与税」「相続税」「山林所得」に関する相談は行いません。
開設期間	2/16(火)～3/9(火) 午前10時～午後4時 ※土・日・祝日(2/23(火))は休館日です。 ※2/17(水)は開設しません。
受付時間	①午前10時 ②午前11時 ③午後1時 ④午後2時 ⑤午後3時
会場	兵庫納税協会会議室
相談料	会員の方は無料/会員でない方は¥2,500 ※申告書2通目からは1通につき¥1,000



行事予定

・街頭PR(三田市 郷の音ホール前) 2月17日(水)



新刊図書



・定価 1,540円
・会員価格 1,380円



・定価 1,760円
・会員価格 1,580円

住宅ローン控除・住宅取得資金
贈与のトクする確定申告ガイド

新型コロナウイルス感染症への対応について

- 開催事業につきましては、コロナ感染防止対策として会場は三密の状態とならないよう定員の削減、換気、人と人との間隔をとる等いたします。また、ご出席される皆様には、ご入場前の検温、手指のアルコール消毒、マスクの着用等のご協力をお願いいたします。
- 感染拡大等の状況によっては中止させていただく場合があります。



便利な納付方法をご利用ください!

キャッシュレス

口座振替による納付

申告所得税や消費税の申告書を毎年提出する個人事業主の方

こんな方に
おすすめ!

事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に、口座引落としにより納付することができます。



- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ専用の依頼書を提出していただく必要があります。
- ◎ 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- ◎ インターネット専用銀行等の一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗では利用できない場合がありますので、利用の可否については、取引先の金融機関へお問い合わせください。

キャッシュレス

インターネットバンキング等からの納付

インターネットバンキングやATM等から納付できます。



- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きが必要です。
- ◎ 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- ◎ 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

コンビニ納付（QRコード）

近くにコンビニがある方やインターネットを利用している方

こんな方に
おすすめ!

パソコンやスマホから納付に必要な情報（氏名や税額など）を「QRコード」（PDFファイル）として作成・出力のうえ、コンビニのキオスク端末に読み取らせることで、バーコード（納付書）を出力し、コンビニのレジで納付することができます。



- ◎ 利用可能なコンビニは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）、ファミリーマート（「Famiポート」端末設置店舗のみ）となります。
- ◎ 利用可能額は、バーコード（納付書）1枚につき30万円以下となります。
- ◎ 領収証書は発行されません（払込金受領証は発行されます）。
- ◎ 作成した「QRコード」（PDFファイル）をスマホに保存し、画面に表示して「Loppi」「Famiポート」端末に読み取らせることも可能です。

※ QRコードはQRコード決済サービスの登録商標です。

キャッシュレス

クレジットカード納付

時間を気にせず利用したい方やインターネットを利用している方

こんな方に
おすすめ!

パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」（<https://kokuzei.noufu.jp>）へアクセスし、所定の項目を入力することでクレジットカードによる納付ができます。



- ◎ 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- ◎ 領収証書は発行されません（納付状況は利用明細等をご確認ください。）。
- ◎ 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続きが完了すると、その納付手続きの取消はできません。
- ◎ 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

キャッシュレス

ダイレクト納付

e-Taxを利用している方や源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方

こんな方に
おすすめ!

ご自宅やオフィス等からe-Taxにより申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座（複数の預貯金口座が利用可能）から、即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付することができます。

※ 期限内申告の課税期間内であれば、申告書の提出前に納付見込額を資金繰りに応じて事前納付する予納制度にも対応しています。



- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きを行った上、ダイレクト納付専用の届出書を提出していただく必要があります。
- ◎ 届出書の提出からご利用可能となるまで1ヶ月程度がかかります。
- ◎ 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- ◎ 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、e-Taxホームページをご確認ください。

金融機関の窓口での納付

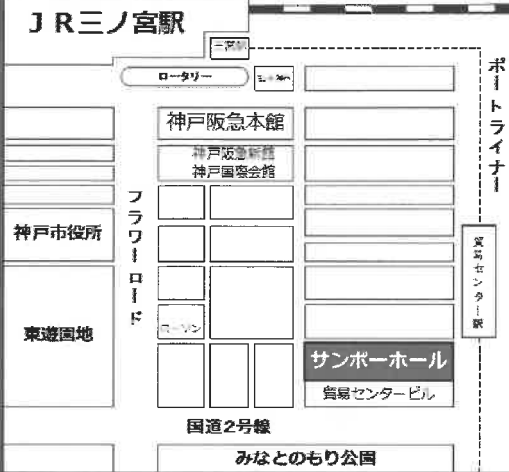
納付書をお持ちであれば、金融機関で、現金に納付書を添えて納付することができます。

- ◎ 納付書は金融機関の窓口にも備え付けておりますが、金融機関等に在庫がない場合は所轄税務署へご連絡ください。

灘・兵庫・長田・須磨・神戸税務署の申告書作成会場が 「神戸サンボーホール」に変わります！

税務署・新長田合同庁舎・神戸市管工事会館には、
申告書作成会場は開設していません。

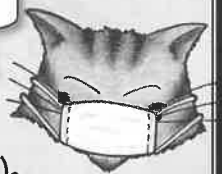
※ 作成済みの申告書等の受付は、郵送又は税務署内の窓口でも行っております。

開設期間	受付時間	JR三ノ宮駅 
令和3年 2月16日(火)～3月15日(月)	9時～16時	
<p>※ 2月21日(日)及び2月28日(日)以外の土・日・祝日は開設していません。 ※ 会場では、ご自分で申告書等の作成やスマートフォン・パソコンの操作をお願いしております。 ※ 会場では納税証明書の発行は行っていません(税務署で行っています)。 ※ 会場では納税はできません。納税については、QRコードを利用したコンビニ納付や振替納税などの便利な納付手段をご利用ください(詳細は国税庁HPをご確認ください)。 ※ 会場には、マイナンバーカードの発行申請窓口を併設しております。 ※ 会場専用の駐車場・駐輪場はございませんので公共交通機関をご利用ください。 ※ 神戸サンボーホールでは、電話によるお問合せはお受けしていません。</p>		

《申告書作成会場での感染症対策にご協力ください》

- ① 会場への入場には「入場整理券」が必要です。
入場整理券の配付状況に応じて早めに受付を終了する場合があります。
- ② ご来場される際は、マスクの着用をお願いします。
マスクを着用されていない場合、入場をお断りする場合があります。
- ③ 咳・発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
- ④ 会場内に筆記用具は用意していませんので、ボールペンや計算器具等をご持参ください。

感染症対策だニャ！

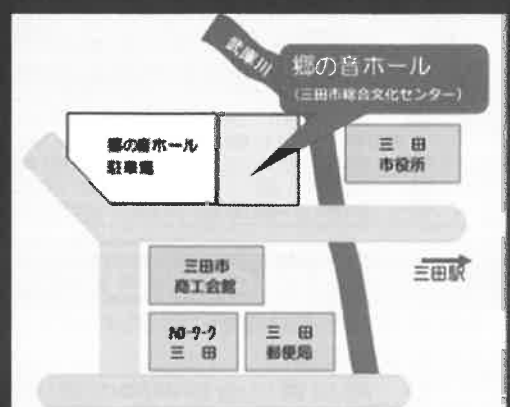


会場では、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からのe-Taxを利用した申告書作成を推奨しています。

地区相談会場のご案内「郷の音ホール (三田市総合文化センター)」

所在地：三田市天神1-3-1
 開設期間：令和3年2月17日(水)～2月25日(木)
 (土・日・祝日は開設していません。)
 受付時間：9時30分～15時00分

- ※ 混雑状況により15時00分より前の時間で相談受付を締め切らせていただく場合があります。
- ※ お車で来場される場合には、「郷の音ホール」の駐車場をご利用ください。
- ※ 郷の音ホールへのお問い合わせは、ご遠慮ください。



申告書作成会場への来場を検討されている方へ

感染リスク軽減のために「ご自宅からe-Tax」をご利用ください

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、**ご自宅から申告できるe-Tax**をぜひご利用ください（詳しくは裏面をご確認ください）。
- ✓ 申告のご相談は、ご自宅から**お電話やチャットボットでも可能**です。e-Taxで分からないことがある場合についてもお電話でお尋ねいただけますので、ぜひチャレンジしてください。

申告書作成会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ✓ 会場内の混雑緩和のため、申告書作成会場への入場には、入場できる時間枠が指定された**「入場整理券」**が必要です。
- ✓ 入場整理券は**会場**で**当日配付**しますが、**LINEを通じたオンライン事前発行**も可能です。オンライン事前発行の詳しい方法は国税庁HPをご確認ください。
- ✓ 入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場をお願いする場合があります**。当日の配付状況は、国税庁HPから確認できます（令和3年2月16日掲載開始予定）。

申告書作成会場における感染防止対策

申告書作成会場にお越しになる方へのお願い

入場時の検温

- ✓ 入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。
- ✓ 発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。

マスクの着用、手指消毒

- ✓ 会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。

少人数での来場

- ✓ 会場には、申告される方おひとりでお越しください。
- ✓ 介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

税務署での対策のご紹介

- ✓ ソーシャルディスタンスを確保した会場レイアウトを採用しています。
- ✓ こまめな換気・消毒を実施し、会場内には手指消毒液を設置しています。
- ✓ 職員はマスク・フェイスガードを着用してご対応し、日々の体調管理も徹底しています。

※ 令和2年分確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月16日より前から申告相談をお受けしています。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

国税庁

個人事業税の申告について

県税事務所
からの
お知らせ

♪確定申告書 B 第二表「事業税に関する事項」欄の記載をお願いします♪

個人事業税が課税になる事業所得などがある方は、
該当項目があれば必ず記入してください!

※該当するにもかかわらず申告
および記載がない場合は、
事業税の各種控除が受けられ
ませんのでご注意ください。

(所得税の確定申告書B第二表)

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (①)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
譲渡(短期)	500,000 円	1,000,000 円	▲500,000 円
譲渡(長期)			
一時			



○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の 少数配当等を含む 配当所得の金額	非居住者	配当割額控除額	株式等譲渡 所得割額控除額	給与、公的年金等以外の 所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収	自分で納付	都道府県、市区町村 への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
	事業税	非課税所得など 青色申告特別控除額	番号	所得 金額	損益通算の特例適用前の 不動産所得	事業用資産の譲渡損失など	500,000	前年中の 開(廃)業	開始・廃止 月日	7.1

①

②

③

① 「不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額」欄

所得税で青色申告者に認められている「青色申告特別控除」は個人事業税では認められません。
青色申告特別控除額を不動産所得から控除した場合は、その金額を記載してください。

② 「事業用資産の譲渡損失など」欄

事業税が課税される事業に使用していた機械装置、車両運搬具、工具器具備品など事業用資産を
その事業に使用しなくなってから1年以内に譲渡した場合で譲渡損失があれば記載してください。
譲渡益と譲渡損がある場合は損益通算せず、損失額のみ記載してください。

③ 「前年中の開(廃)業」欄

事業主控除額は年間事業月数により算出することになっていますので、令和2年中に新たに事業を
開始した場合、または事業を廃止した場合は、記入欄の「開始・廃止」の該当する文字を○で囲み、
その月日を記載してください。

【お問合せ先】

神戸県税事務所 個人課税課 TEL(078)647-9139

市からのお知らせ

市県民税の申告は、できる限り郵送での提出をお願いします。

市民税・県民税の申告期限は令和3年3月15日（月）です。申告される方は、新型コロナウイルス感染防止のため、できるだけ郵送での提出をお願いします。

●神戸市郵送申告コールセンター

TEL : 078-771-5493

令和3年1月27日（水）～3月15日（月） 9時～17時（土・日・祝を除く）

●郵送申告の送付先（住所の記入は不要です）

〒653-8771

神戸市行財政局税務部 市県民税申告書 郵送受付の係 あて

【臨時窓口】下表のとおり、区役所、新長田合同庁舎に臨時窓口を設置します。

※今年度は期間が短縮され、会場によって期間が異なりますのでご注意ください。

会場	期間（土日祝を除く）	受付時間
新長田合同庁舎3階	2/1（月）～3/15（月）	9時～12時、13時～17時
北区役所5階会議室	2/15（月）～3/1（月）	
兵庫区役所6階会議室	3/2（火）～3/15（月）	
北神中央ビル7階702号室	2/8（月）～2/12（金）	9時30分～11時30分 13時15分～16時

◆申告書を提出しなければならない方

令和3年1月1日現在、兵庫区または北区に住所があり、前年中（令和2年1月1日～12月31日）に所得があった方

◆申告書を提出しなくてもよい方

所得税の確定申告書を提出された方

給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書が提出されている方

公的年金等の収入金額が400万円以下で税務署の確定申告が不要な方でも、市民税・県民税の申告が必要な場合がありますので、下記までお問い合わせください。

◆申告のときに持参・添付いただくもの

市民税・県民税申告書及び印鑑

所得の計算に必要な書類

・給与・年金所得者であれば、源泉徴収票、給与明細書又は、事業主の支払証明書等

各種の所得控除を受ける場合は、それらの支払証明書や明細書等

・生命保険料、地震保険料等の支払証明書、社会保険料の掛金の金額を証する書類

・医療費控除には「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費の領収書の添付・提示は不要ですが、5年間は保管をお願いします。

◆お問い合わせ先

〒653-8762 神戸市長田区二葉町5丁目1-32 新長田合同庁舎3階

神戸市行財政局 市民税課 電話 078-647-9364（兵庫区担当）

078-647-9368（北区担当）



納税協会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
「会員を守りたい」という想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、
事業の継続をサポートしてまいります。



 **大同生命保険株式会社**

神戸支社/
兵庫県神戸市中央区栄町通1-2-7(大同生命神戸ビル4F)
TEL 078-392-3151

 **AIG損害保険株式会社**

神戸支店/
兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)
TEL 078-570-4300